

事 務 連 絡

平成14年5月30日

介護保険施設
居宅介護支援事業所 御中
居宅サービス事業所

茨城県国民健康保険団体連合会

時効直前の請求明細書の請求方法について

日頃、本会の介護保険業務に対しご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、標記のことについては、平成14年3月1日付事務連絡「介護報酬の請求に係る消滅時効の起算日について」(厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課)により、介護報酬の請求は2年の消滅時効であること、消滅時効の起算日はサービスを提供した日の属する月の翌々月の1日であることが県より通知されていますが、時効が迫っている請求明細書の請求方法は、下記による取り扱いとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、通常請求については、従来どおり10日までに請求できない場合、翌月1日からの受付となりますので、念のため申し添えます。

また、毎月送付している支払関係の通知書の中で、返戻(保留)一覧表がある場合は、必ず確認の上、再請求して下さい。(但し、備考欄に「保留」の標記がある場合は、その翌月の返戻(保留)一覧表の結果を確認の上、再請求して下さい。)

記

- 時効該当直前に係る請求明細書を連合会に提出する場合であって、10日までに提出できない場合

(時効該当直前に係る請求明細書とは、その月の末日までに請求しないと時効になり、保険者からの支払が受けられないもの。具体例については別紙のとおり。)

紙・FD請求の場合 11日から末日まで特別受付いたします。(必ず、電話等にて事前連絡願います。請求書・FDラベルに「時効該当直前分」と朱書きで明記願います。)

伝送請求の場合 11日から末日までの間での日時指定受付といたします。(必ず、電話等にて事前連絡願います。連絡がありませんとエラーになってしまいます。)

担 当	介 護 保 険 課
TEL	0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 6 7
FAX	0 2 9 - 3 0 1 - 1 5 8 0

参 考

- ◇ 事業所の請求の消滅時効は2年間（介護保険法第200条第1項）
- ◇ 時効の起算日はサービスを提供した日の属する月の翌々月の1日（民法第166条第1項）

1.平成12年4月サービス提供分の場合の消滅時効

時効の起算日は、平成12年7月1日

請求権の消滅日（連合会に請求できる期限）は、平成14年6月30日
（時効が成立しますと、保険者からの支払を受けることができません。）

2.平成12年4月サービス提供分を、平成14年6月10日までに請求できなかった場合の請求方法

〔この時に、平成12年5月サービス分もある場合は、5月分については、7月の受付でも時効に間に合うので、7月に請求してください。〕

紙・FDの場合 6月11日から6月30日までに連合会に提出(時効該当直前分と明記、FDのデータの請求年月は平成14年7月と設定)

伝送の場合 6月××日×時から×時の間にデータ送信（事前連絡必要、データの請求年月は平成14年7月と設定）

特に、平成12年度当初については、エラー等が多数発生し返戻扱いとなっております。その後、再請求して頂いていることとは思いますが、請求漏れが無いかどうか、今一度ご確認をお願いいたします。